

西宮市立保育所産休あけ保育事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立保育所において、生後57日以降から乳児の保育を行う産休あけ保育を、円滑かつ適正に実施するための具体的基準を定め、もって、産休あけで職場復帰する保護者の負担軽減を図り、また、乳児の健全な育成に寄与することを目的とする。

(実施保育所)

第2条 産休あけ保育事業は、西宮市立保育所（「朝日愛児館」を除く22園、以下「保育所」という。）において実施する。

(実施開始日)

第3条 産休あけ保育事業は、平成19年1月4日から実施する。

(対象児童)

第4条 産休あけ保育事業は、児童福祉法第24条により保育を実施する児童のうち、市長が止むを得ない事情のために、生後57日以降からの保育を真に必要とすると認めた乳児（以下「対象児童」という。）とする。

(申請等)

第5条 産休あけ保育を必要とする児童の保護者は、「西宮市保育の利用の調整等に関する要綱」第3条による書類を提出しなければならない。

2 産休あけ保育実施保育所において、入所希望月は、生後57日目の属する月の翌月（生後57日目が月の1日にあたる場合はその月。）以降とする。

(利用の調整)

第6条 利用の調整は次の各号により行う。

- (1) 利用の調整は、毎月各保育所における0歳児クラスの入所可能な児童数を把握のうえ、対象児童以外の児童も含めた0歳児クラスへの申込者全員を対象に行い、入所者を決定するものとする。但し、1保育所における対象児童受け入れ数は0歳児クラスの定員内で最大2人までとする。
- (2) 利用の調整は、希望保育所毎に、当該児童の保育の必要性の程度に応じて「利用調整基準表」（西宮市保育の利用の調整等に関する要綱第4条第2項関係別表第1～3）に基づいて行い、保育の必要性の高い者から順次、入所者を決定する。
- (3) 対象児童が、入所後に生後6ヶ月を経過した場合は、通常の0歳児として扱うものとする。

(補則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。